北海道情報セキュリティ基本方針

平成14年12月27日　知事決定
平成27年12月28日　一部改正

（目的）
第１条　この方針は、道の情報システムが取り扱う個人情報及び行政運営上重要な情報の破壊、改ざん又は外部への漏えい等が生じた場合の被害の重大性に鑑み、道の保有する情報資産を様々な脅威から防御し、道の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な事項を定め、もって道民の財産及びプライバシーの保全並びに安定的な道行政の実現に資することを目的とする。
（定義）
第２条　この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　ネットワーク
電子データを伝送するための通信網をいう。
(2)　情報システム
コンピュータを用いて又はコンピュータとネットワークを連携させて電子データを処理するための体系をいう。
(3)　電子データ
電子的方式、磁気的方式、光学的方式等の方式により記録された情報をいう。
(4)　情報資産
電子データ及びその記録媒体、当該電子データを処理若しくは伝送するための設備及び機器、プログラムのライセンス及びその権利を証明するための部材、電子データを入力するための帳票及び情報システムの仕様書並びにその他の情報システムに関連する文書で、道が使用、所有又は管理するものをいう。
(5)　情報セキュリティ対策
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
(6)　機密性
情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
(7)　完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
(8)　可用性
情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
(9)　その他の関連規程等
情報資産の情報セキュリティ対策に関する施策、措置等を定めた規程の他、通知及び各管理者によるその他の指示事項をいう。
（適用対象）
第３条　この方針は、北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則第21号）第2条に規定する本庁

並びに出先機関及び労働委員会に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（以下「職員」という。）に適用する。

（組織体制）

第４条　情報セキュリティ対策の統一的な取組みを確保するため、本庁及び出先機関において必要な組織体制を整備する。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第５条　この方針に基づく取組みを実施するために必要となる具体的な事項を定めた情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

２　前項の情報セキュリティ対策基準の策定に当たっては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　物理的セキュリティに関する事項

(2)　人的セキュリティに関する事項

(3)　技術的セキュリティに関する事項

(4)　運用に関する事項

（職員の基本的責務）

第６条　職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識するとともに、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ対策に関係する法令例規並びにこの方針及び前条において定める情報セキュリティ対策基準その他の関連規程等を遵守しなければならない。

２　前項の遵守義務に違反した職員は、当該違反の重大性、違反時の状況等に応じて、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等の対象とされる。

（評価及び見直し）

第７条　職員は、監査結果、点検結果及びその他の情報セキュリティ対策に関する情報等に照らし、常に情報セキュリティ対策の適時性及び効果性の評価及び見直しに努めなければならない。

（情報セキュリティポリシー）

第８条　この方針及びこの方針に基づき定められた情報セキュリティ対策基準を情報セキュリティポリシーという。

附　則

この方針は、平成14年12月27日から施行する。

この方針は、平成27年12月28日から施行する